

～犬の飼い主の皆様へ～

- 1 鑑札、注射済票は狂犬病予防法により愛犬の首輪などに付けておかなければなりません。
- 2 これらは迷子札としての役目も果たします。万が一、愛犬が行方不明になった時も、飼い主の元に戻ることができます。
- 3 散歩のマナーを守りましょう。

散歩の前に家でトイレを済ませましょう。もしも、散歩中にもよおしてしまった場合は、フンは、ポリ袋・シャベル・フンをふき取るちり紙などを持参して、必ず持ち帰ってください。

また、尿の場合はすぐに十分な水で洗い流しましょう。

他人の敷地や玄関前はもちろんのこと、河川敷や側溝、雪の上等にフンを放置していくことは絶対にしないでください。

フンの放置は、条例に違反する行為です。



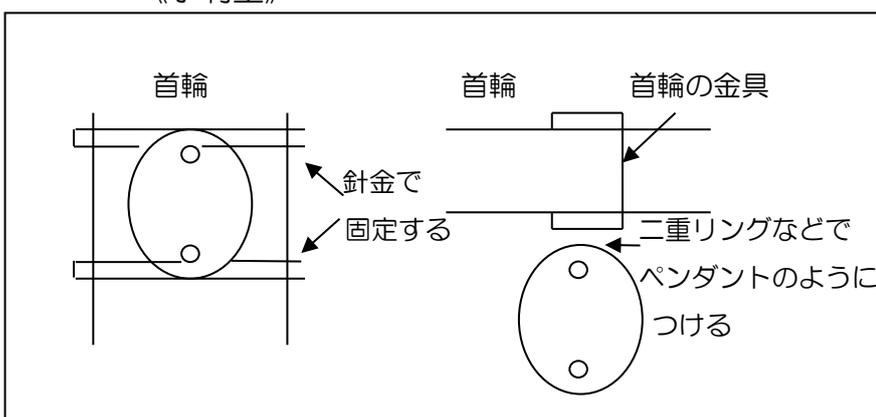
- 4 終生、飼い主としての責任をもって大切に飼育しましょう。

万一、家庭の事情により飼育が困難になっても、決して捨てたりはせずに新しい飼い主を探してください。または、最寄りの保健所に一度ご相談ください（庄内保健所 ☎ 66-4748 譲渡の事業もあります）。

鶴岡市 健康福祉部 健康課
地域庁舎 市民福祉課

【犬鑑札装着例】

《小判型》



《犬型》

